

事務連絡
令和7年1月16日

被保険者各位

鉄道弘済会健康保険組合

被扶養者及び夫婦共同扶養に該当する被保険者及び配偶者の令和6年分確定年収確認願い
について

(年収：1月～12月の1年間で得た全ての収入額)

日頃より鉄道弘済会健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当健保組合では、保険給付の適正化を目的に健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方について被扶養者資格の再確認（※以下検認）を夏から秋頃にかけて実施しておりますが、検認時に被扶養者要件を満たせていないことが判明した場合、要件を満たさなくなっていた時まで遡っての資格喪失となり、同時にその間受診された医療費も返還いただくこととなりますため、被扶養者資格要件が不該当とってなっていないかを各自ご確認いただき、資格喪失となる方がいた場合は、速やかに被扶養者資格喪失に伴う申請を各事業所経由でご提出ください。

※年収とは・・・？（給与、不動産収入、年金収入、雇用保険失業給付等）

※年収の壁・支援強化パッケージ取り扱いに該当する年収増加者は、各証明書類を検認時にご提出いただき精査します。

【被扶養者資格喪失となる主なパターン】

- 令和6年分の被扶養者年収が130万を超えていた（60歳未満）
- 令和6年分の被扶養者年収が180万を超えていた（60歳以上又は障害年金受給者）
- 自己都合別居による被扶養者の年収が被保険者からの仕送り年額を超えていた
- 被扶養者の年収が被保険者の年収の2分の1以上だった
- （被扶養者がお子様の場合）夫婦共同扶養において、被保険者・配偶者共に収入があり、相手（配偶者）の年収の方が多かった

（※夫婦共同扶養＝夫婦双方の年収差額が年収の多い方の1割を超えていた場合には、原則年収の多かった方に被扶養者全員が異動となります）

(例)

被保険者年収
400万

配偶者年収
500万

年収差100万
年収の多い方の1割は、
50万であるため、配偶者
へ扶養者異動となる

【補足事項】

■各種年金受給者について

令和7年の受給額+その他収入（給与収入など）が、150,000円/月以上の方は、（受給額が令和7年途中で変更され増額となった場合も同様〔※1〕）150,000円/月以上になった月より扶養認定基準から外れることとなります。

〔※1〕年金振込通知書でご確認ください

■自己都合別居による仕送り額と証明書類の保管について

検認時には、直近過去3ヶ月分の提出が必須となります。毎月の仕送り証明書類を忘れず保管頂くようお願い致します。扶養認定基準では、「下限額一人につき月5万円、振込または書留での仕送り、毎月、定期的、継続定期であること」の3項目をいづれも満たしていることが認定条件となります。

■夫婦共同扶養の基本的な考え方について

新規被扶養者（子）追加であっても、既に被扶養者（子）がいる場合であっても、夫婦共同扶養の考え方は同じです。

【考え方】夫婦共働きの場合、その子どもは

- ・年間収入（過去、現在、将来の収入等から今後1年間の収入見込）の多い方の扶養とします。
- ・年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内の場合は、主として生計を維持する方の被扶養者とすることができます。
- ・年間収入が逆転した場合には、被扶養者は異動先の保険者の認定を受けてから扶養削除となります。

■夫婦共同扶養者の年間収入確認方法について

まずは、源泉徴収票で双方の前年年収を比較し、年間収入が逆転していないかを確認してください。（給与収入以外の収入がある方はそれも合算します。）

※前年年収比較で1割以上の収入差があった場合でも、当年年収においては1割以内の収入差になることが証明できる場合は、勤務先発行の当年分給与証明書をもって判断します。